

新居浜市公告第 87 号

サテライトオフィス等を活用した域外事業者の流入促進業務事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について

サテライトオフィス等を活用した域外事業者の流入促進業務事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和 5 年 6 月 12 日

新居浜市副市長 加藤 龍彦

1 業務の概要

(1) 業務名

サテライトオフィス等を活用した域外事業者の流入促進業務

(2) 業務内容

別記仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日（日）まで

(4) 事業費の上限額

事業費の上限は金 2,750,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、この金額の中には体験参加者への交通費及び宿泊費の支援費用を含めるものとする。

なお、企業の誘致又はテレワーカーの移住に成功した際の成功報酬を別途設定することとし、成功報酬は金 550,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 事業担当課

〒 7 9 2 - 8 5 8 5

新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号

新居浜市経済部産業振興課

電話 0 8 9 7 - 6 5 - 1 2 6 0

E-mail sanshin@city.niihama.lg.jp

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。また、共同企業体（J V）で参加する場合は、以下の（1）～（3）の要件は全ての構成員が、（4）及び（5）の要件は代表となる構成員が満たすこと。なお、一者又は J V の構成員として複数の参加は認めないものとし、出資比率に関する要件は付さない。

（1）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定ほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていないこと。

イ 民事再生法（平成 1 1 年法律 2 2 5 号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 2 9 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められること。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど

直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(2) 公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は新居浜市（以下「本市」という。）の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(3) 令和5・6年度新居浜市入札（見積）参加資格審査申請書を提出し、「物品・役務」又は「測量・建設コンサルタント等」において、参加資格を有すると認定されている者（期間が有効であること。）。

(4) 過去5年間（平成30年度から令和4年度まで）に、本業務と同種又は類似業務の受託実績があること。

(5) 本業務に関し、各種法令に基づく必要な許可、認可、免許等を受けていること。

4 参加資格確認申請等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）を作成し、関係書類とともに持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送（配達証明書付き書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

(1) 提出期限

令和5年6月21日（水）17時15分

(2) 提出先

2の事業担当課

5 参加資格確認結果の通知

令和5年6月26日（月）までに事業担当課から公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式2）により通知する。

6 プロポーザル関係書類の配布及びPR動画の視聴方法

本市のホームページ（<https://www.city.niihama.lg.jp/>）のトップページ上の「組織でさがす」→「経済部」→「産業振興課」画面を展開し、「新着情報」上の関係資料をダウンロード、PR動画については当該ページに掲載しているリンクにより動画サイトに遷移して動画を視聴することができる。ただし、これにより難しい場合は、次により配布する。

(1) 配布期間

公告日から令和5年6月21日（水）までの閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内

(2) 配布場所

2の事業担当課

7 受託候補者の特定

企画提案書の審査は、サテライトオフィス等を活用した域外事業者の流入促進業務事業者選定プロポーザル審査委員会において、企画提案関係書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に、審査基準に基づき、総合的に評価及び判断し、受託候補者を特定する。

8 その他

(1) 受託候補者の特定後、本市との協議を経て契約締結を行う。

(2) 企画提案書その他の関係書類の作成及び提出に要する経費、その他本業務の企画提案参加に要する経費は、参加者の負担とする。また、提案報酬は、支払わないものとする。

(3) その他の詳細については、サテライトオフィス等を活用した域外事業者の流入促進業務に係る公募型プロポーザル実施要領による。